

控訴人 ●●●● 外3名

被控訴人 国

控 訴 理 由 書

平成25年11月25日

東京高等裁判所第17民事部 御中

控訴人訴訟代理人弁護士 井 坂 和 広



同 弁護士 石 井 英 智



控訴人は、次のとおり控訴理由を提出する。

第1 争点1～3について、以下のとおり控訴理由を述べる。

- 1 争点1における①～③の義務に具体化された環境大臣の規制措置義務は、争点2の環境大臣による参照値公表行為と密接不離の関係にある。つまり、具体的義務①は、国際水準を大幅に下回る数値である参照値に換えて本来定められるべき適正な基準値を定めるべき義務であり、同②は、かように不適正な参照値を基準にし自治体担当窓口や都道府県公害審査会が処理をしてきた弊害につき是正策を講ずべき義務であり、同③は、同じく参照値を基準に棄却裁定を下し続けている弊害につき是正策を講ずべき義務である。

従って、争点1は、争点2が認定されれば論理必然的に認定されるべき争点であるから、次項において併せて争点1の控訴理由を明らかにする所存である。

なお、低周波音健康被害問題における「諸悪の根源」と言うべき参照値の問題性、欺瞞性については、訴状及び原告ら第1準備書面において詳細に述べたとおりであり繰り返さない。原判決の判示について、以下に適宜批判を加える。

2 原審の判示は、「参照値が規制基準や要請限度とは異なるものであり、対策目標値、環境アセスメントの環境保全目標値、作業環境ガイドライン等として策定されたものではないこと」を環境省が手引書に記載して周知していた、そして、「環境大臣が…目安となる数値を公表すれば…事実上、…絶対的な基準になることを認めることはできず、現に（原告ら提出証拠によっても）担当窓口、都道府県公害審査会、裁定委員会等において、参照値のみを絶対的な基準とした処理がなされているなどの弊害を認めることはできない」（判決文15p末尾～16p10行目）として原告らの主張は理由がないと結論づける。これに対し、以下に反論する。

環境省は、「参照値」という名称の「目安となる数値」を公表した。即ち、環境省は、「ある者に健康被害が低周波音によるものか否かの目安となる数値」を公表した。そして、分かりにくい指示説明であるが、要するに「基準として使用しないよう」指示して周知した。以上の事実を前提として、原審は、「絶対的な基準」になること及び「絶対的な基準」とした処理がなされているなどの弊害が生じた事実を否定した。この判示に潜む根本的な問題を指摘する。

まず、上記の参照値発表行為と指示説明発表行為は、「走れ」と「走るな」という相矛盾した公表行為を行っているという基本的な問題点を看過している。そして、さらに、かかる矛盾した公表行為の現実的な効果・影響、即ち、現実として自治体や公調委等が「目安」として（言葉は「基準」でも「参考値」でも何でも一緒である）処理しているという現実を全く無視している。原審は、

このような相矛盾した指示の元で発表された「参照値」を現場の窓口や公調委どう処理をしたらいいのかを本当に理解しているのでしょうか。

さらに、「絶対的な基準」との判示は、「基準」と「目安」が区別できないという壁を突破するための第3の『新概念』を持ち出したものである。本来、低周波音問題において参考とすべき基準に相当する概念は、欧州において発表されている「基準値」（或いは、ISOによる「閾値」等）と我が国の「参照値」以外は存在しないところ、判決例、法令、知見等のいずれでもない『新概念』を持ち出すことはルール違反である。法令に基づく「基準値」ですらなく、「ガイドライン等ではないから、注意するように」と環境省が言う「参照値」が「絶対的な基準」であるはずがないことは当然である。

- 3 原審は、「環境省においては…低周波音によって健康被害が生じる可能性が認められるとの科学的知見を得てはいた」（科学的知見A）ことを認めつつ、「ある者に健康被害が生じた場合に、それが低周波音を原因とするかどうかという点についてまでを解明するに至る科学的知見を得ることはできなかった」（科学的知見B）としている（14p）。「低周波音によって健康被害が生じる可能性がある」との科学的知見があり、かつ、具体的な場合において低周波音が原因かどうかを解明する知見が存在しないのならば、なぜ、原審は、環境省が「参照値」を定めて発表したのかという点を全く検討しようとししないのか。

判示の科学的知見A及び科学的知見Bと参照値発表行為が矛盾していることは論理的に明解である。可能性を認める知見Aがあり、逆に、具体的な場合に原因関係を解明する知見Bが存在しないのに、具体的な場合に目安とすべき「参照値」発表はどう考えてもおかしい。具体的な目安である「参照値」は、上記知見Bの存在が不可欠なはずだからである。

この根本的矛盾を乗り越えるために原審が考え出した「トリック」が上記『絶対的基準』なのである（また、環境省の『言い訳』である「基準ではないから

注意するように」という指示説明をも原審は鵜呑みにして援用している)。

- 4 原審は、参照値の発表、そして、これに伴って生じる諸弊害の是正措置のいずれに関する原告主張も、「環境大臣の広範な裁量」という伝家の宝刀でいともたやすく切り捨てた。

前記の低周波音によって健康被害が生じる可能性を認める「知見A」と具体的な場合に低周波音が原因かどうかを解明する知見が存在しない「知見B」を前提とするならば、少なくとも我が国よりは遙かに低周波音問題についての「知見」が発達している欧州諸国の規制実態（原告らが主張する「国際水準」がここに存在する）を大幅に下回る数値（即ち、「参照値」）を発表する裁量権が環境大臣に委ねられているはずはない、と原告らは確信している。第1審訴状に添付したグラフを改めて先入観を排して素直にご覧になれば、原告らの言うことが納得頂けるはずである。

確かに、海外と比べて未だ「知見」が未発達な我が国において、環境省が欧州諸国のような「基準値」を発表するかどうかについては、現時点で環境大臣に委ねられていると裁判所が判断することについては、原告らも了承するにやぶさかではない。しかし、欧州諸国に追随する基準値を「参照値」（勿論、自信はないだろうから「基準値」とは言えまい）として発表するならともかく、大幅に下回る数値を発表することまでが「裁量」の範囲に入るのなら、もはやそれは「広い」のではなく、「限界がない」と言うべきである。

繰り返して言う。低周波音によって健康被害が生じる可能性があり、かつ、具体的な場合に低周波音が原因かどうかの解明ができていない現状では、断じて、「参照値」などという「基準値のまがい物」を発表してはならない。なぜなら、原審が言うところの「絶対的な基準」として一人歩きする結果となるからである。ましてや、裁判所が「大臣の裁量の範囲内」と言う以上、これに歯止めをかけるすべは存在しないから「絶対的な基準」となっていくことを防ぐ

ことはできない。

原審の論理は、「参照値がおかしいかどうかを判断する「知見」が存在しないので、判断できない以上、環境省がどんな基準を発表しても違法ではない」というものである。この論理は、この文章限りでは正しい。なぜなら、基準を作る作業こそが環境大臣の裁量そのものだからであり、環境大臣への信頼がベースが基本にある。しかし、行政の最終的監視は、司法の役割ではなかったか、憲法の基本原理はそうになっていたはずである。

原審は、「低周波音によって健康被害が生じる可能性」についての知見を認定した。この知見の存在をもって、環境大臣の裁量の限界を見極めなければならなかったところ、原審は、前記のように「手抜き」と評価されても仕方がない論法で棄却した。裁判所は、この知見を出発点として、「手引書、参考資料」に示された欧州諸国の規制実態（これも重要な「知見」の表れである）と原告らが提出した諸資料を参考として、「参照値」所定の数値の検証、「参照値」の設定方法と経緯、現場における参照値適用の実態等を検討すべきであったのに、これに替わる安易な判示を行った。

原告は、国賠上の違法のハードルが極めて高いことは承知しているが、「環境大臣の広い裁量」のぎりぎりの限界を見定めて結論を出されるよう祈念し、本理由書を終えることとする。

以 上